北海道新得高等支援学校　学校いじめ防止基本方針

いじめの理解

１ いじめの定義（平成25年度から）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

２ いじめの防止等に関する基本的な考え方について

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。「北海道いじめ防止基本方針」

「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。「北海道いじめ防止基本方針」

いじめの解消の判断基準を明確にすること（①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。）。 「北海道いじめ防止基本方針」

３ いじめの具体的な内容

・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

※これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

※生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ2」、「多様な背景を持つ児童生徒3 」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
北海道いじめ防止基本方針Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項1
「いじめの防止等に関する基本的な考え方」

4 いじめの主な原因

＊いじめの要因は、上記に限らず、複雑に要因が絡み合うこともある。

※いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。「いじめの防止等に関する基本的な考え方」

5 いじめの構造

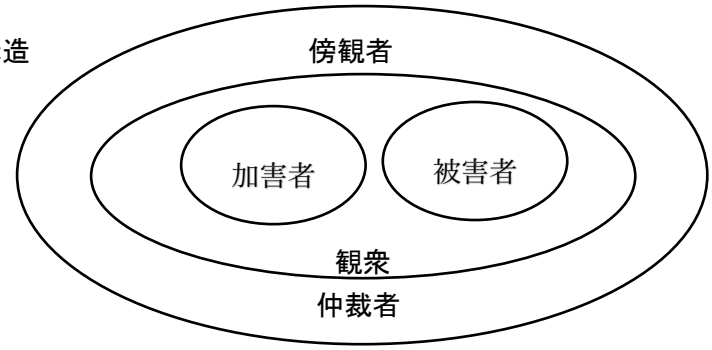

【被害者には】訴えを親身になって聞き、いじめを解決する方法を共に考える等

【加害者には】いじめの行為の事実を確認する。いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解し、指導の方針を考える等

【観衆には　】いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも、いじめの行為と同様に許されないと認識させる指導等

【傍観者には】いじめを止めたり、教師や保護者などに相談することは正しい行為であることを理解させる等

６ いじめの基本認識

・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
・いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
・いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ　いじめの未然防止に向けた校内体制

学校及び教職員の責務

1　校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

2　本校におけるいじめの未然防止に向けた校内体制について
下記の表の参照

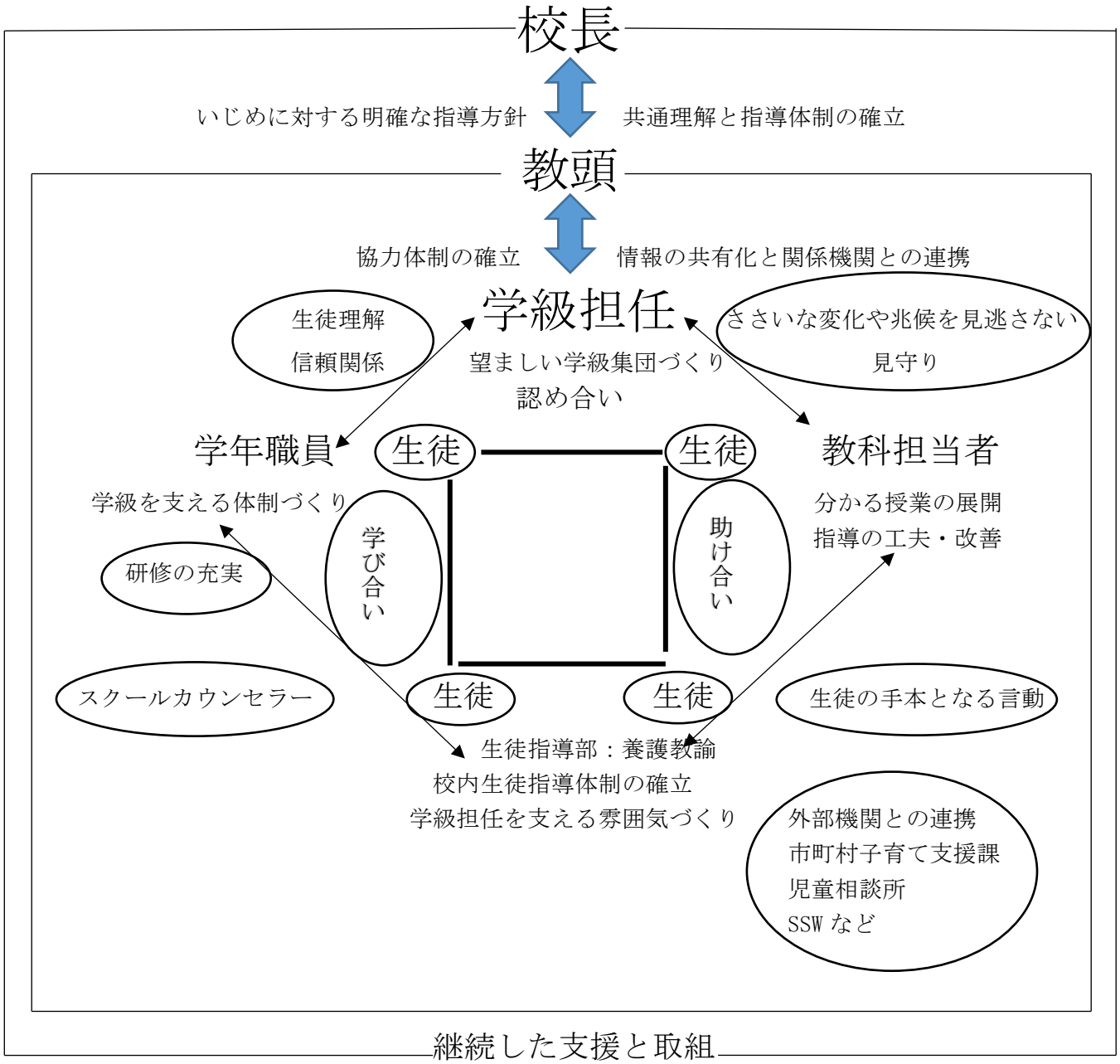

3　学校においては、法や国の基本方針、道や各市町村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。
「北海道いじめ防止基本方針」

4　生徒によっては、学級担任及び養護教諭始めとし、市町村における子育て支援課や障がい福祉課、放課後等デイサービスや相談支援専門員、スクールカウンセラーなど外部専門機関などにも協力を得る。「北海道いじめ防止基本方針」

5　校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
「北海道いじめ防止基本方針」

Ⅲ　いじめの早期発見に向けた取組

1　教育相談の充実

(1) 自立活動の時間を利用した教育相談

・学習や進路に関する相談、生活に関する相談に加えて、友達との関係、喜び、悩みなど、相談の中から多方面の情報を得るとともに、生徒の変化、兆候を読み取る。
・生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

(2) 日常の挨拶や言葉掛け

・登下校時や休み時間の挨拶、休み時間・給食中・清掃時などの言葉掛けなど、意図的、積極的に教職員から関わり、生徒の自尊感情を高める。

(3) 生徒からの相談

・日頃から生徒が、教職員に話しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
・相談した生徒の心身の安全を、保証する。
・生徒の相談には、生徒を信頼する気持ちで傾聴する。
・継続した相談が必要な場合は、他の職員とも連携を取りながら丁寧な相談を心掛ける。

(4) 保護者からの相談

- 日頃から保護者との信頼関係を築き、相談しやすい環境を整える。
- 保護者の言葉を傾聴し、保護者の気持ちを十分に理解することに努める。
- インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- 携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

(5) 外部専門家チームの派遣と連携

- スクールカウンセラーの派遣
- 新得町発達支援センター(心理士)の派遣
- 市町村子育て支援課や障がい福祉課との連携
- 放課後等デイサービスや相談支援専門員との連携
- 必要に応じて弁護士、警察官経験者など外部専門家等を活用した講演会等の開催　R5 追加

2　適切な情報収集

- アンケートの実施(年2回程度)
- ネットパトロール(毎月2回)
- 家庭との連携(連絡帳、電話相談、家庭訪問など)
- 地域との連携(放課後や休日等の言葉掛け、地域生活での生徒の行動に関わる通報等)
- 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

Ⅳ　いじめ発生時の対応

1　校内体制の確立

(1) 発見・情報提供　　生徒　保護者　職員　地域

学級担任　生徒指導主事　学年主任　養護教諭　教頭 → 校長

情報共有

(2) 事実確認　　学年を中心とした職員　　重大事態への対応

被害者、保護者、加害者関係生徒から事実確認、
学年で情報共有、指導方法検討、必要に応じて保護者連絡

(3) 認知　　学級担任　生徒指導主事　学年主任　養護教諭　教頭 → 校長

いじめであるかどうかを検討
いじめであるかどうかを判断
指導する主体を検討

窓口の一本化
報道機関対応.
PTA、警察、児童相談所
北海道教育委員会等連携

・特別指導の可能性あり、または、学年対応困難→いじめ対策委員会
・特別指導に当たらない、かつ、学年対応可能→当該学年会議

(4) 指導方針の検討

いじめ対策委員会　　当該学年会議

①情報の整理・共有　②指導体制・方針の検討（いつ・誰が・何を）
※いじめ対策委員会は特別指導とするか検討
　特別指導→臨時職員会議

臨時職員会議　　職員朝会等

①情報の整理・共有　②指導体制・方針の決定　　情報の整理・共有

(5) 指導・観察

指導・支援体制

〈当該学年〉
・被害生徒・加害生徒の保護者へ経緯、指導方針等を説明
・被害生徒への支援　・加害生徒への指導
・関係生徒への指導　・学級指導

〈他学年〉・各学年への指導

〈生徒指導部〉・全校指導（必要に応じて）

〈養護教諭〉
・カウンセリング計画・実施
・スクールカウンセラー、SSW との連携・依頼

〈全教職員〉組織的、継続的に適切な指導及び必要な支援
いじめに係る行為がなくなってから、少なくとも３ヶ月程度観察

・外部関係機関（放課後等デイサービスや相談専門支援員）との連携（学年主任）

(6) 解消

被害生徒への確認

・いじめに係る行為が止んでいること
・心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者確認）

２点を満たしていない場合は、再度期間を決めて観察・支援

２　いじめ発生時の事実確認のポイント

・関係した生徒から事実の確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）
・関係した生徒が複数の場合は、別々の部屋で行う。
・生徒指導部担当者等が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば事実確認担当者に、どの部分を再確認するかを指示する。
・事実の確認は、生徒指導部担当者等の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の生徒を集めて事実確認や指導を行う場合もある。
・必要に応じて、保護者に連絡する。特に関係の生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る。終了時刻を考慮し、迎えを依頼することもある。

３　いじめられた生徒への支援

・事実確認をするとともに、いじめられている生徒の立場に立って、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞き、つらい気持ちを受け入れ、心の安定を図る。
・いじめられている生徒が、安心して学校生活を送るために、「最後まで守り抜くこと」「秘密を絶対に守ること」「必ず解決できるまで支援する」など、希望がもてることを伝える。
・自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう支援する。
・いじめが解消されたと見られる場合でも、十分な観察を行い、継続的な支援を行う。

４　いじめられた生徒の保護者への対応

・保護者に事実を正確に伝える。
・保護者の怒りや不安、悲しみなどを受け止め、学校の指導方針を伝えて今後の対応について協議する。また、いじめの態様に応じて、説明の仕方に注意する。
・家庭で生徒の変化に注意してもらいながら、些細なことでも相談してもらうよう伝え、継続して家庭と連携を取る。
・いじめた生徒や、そのほかの周辺の生徒にどのような指導を行ったかを伝え、生徒が安心して学校生活を送ることができるように具体的な改善策を説明する。

５　いじめた生徒への対応

・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、生徒の背景にも目を向け、心理的孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮の下に指導する。
・いじめによって、相手がどれほど苦しめられたか、いじめがどれほど人権を侵害し、生き方や在り方を見失わせる重大な行為かを理解させる。
・いじめはいかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
・いじめた相手に形式的ではなく、心から謝罪させるよう指導する。
・思いやりの心や規範意識を育成するよう、継続した指導を行う。

６　いじめた生徒の保護者への対応

・正確に事実を説明し、いじめはどんな理由であれ「絶対に許されない行為」であることを伝えるとともに、いじめそのものの行為は憎んでも、いじめた生徒を憎むものではないという認識で話す。ただし、いじめの態様に応じて、説明の仕方に注意する。
・いじめられた生徒やその保護者の苦しみやつらさ、悲しみを理解してもらい、心から謝罪することが大切であることの理解を促す。
・保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、不安等）を受け止め、共に子どもを育てていくために、今後の方針を一緒に考え、具体的な助言をする。

７　周囲の生徒への指導

・いじめはいつでも、誰にもでも起こることを踏まえ、いじめを学級及び学年、学校全体の問題として考えられるよう指導する。
・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。
・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめていることと同じであることを理解させ、自分がいじめられている立場だったらどんな気持ちになるか考えさせる。
・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

８　保護者説明会の開催が必要な場合

・一人の生徒を、長期にわたって学級の多くの生徒がいじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合
・金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
・いじめることを面白がる感情が、学級全体に広がっている場合
・保護者の間で、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広まり、共通理解を得る必要がある場合

【留意点】
・開催は、関係した生徒の保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことが認められた時点で行う。
・関係した生徒の保護者に、会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の生徒への必要な支援を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、理解を図る。
・校長や教頭、生徒指導主事、学年など複数の教職員で組織的に対応する。必要に応じて PTA 会長等の同席を求め、今後の取組に PTA との連携を依頼する。
・関係機関との連携が必要な場合は、校長のリーダーシップの下、教頭と生徒指導主事や学年主任が連携をする。

Ⅴ　インターネットや携帯電話等を使用したいじめの対応

1　未然防止のために（保護者懇談等で伝える事項）

(1) 未然防止の観点から

① 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと

② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと

③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

(2) 早期発見の観点から

① 家庭では、インターネットや携帯電話によるトラブルの可能性がある場合は、生徒との確認、学校への相談を迅速に行うこと。

2　情報モラルに関する指導のポイント

(1) インターネットの特殊性を踏まえて

① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること

② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること

③ 違法情報や有害情報が含まれていること

④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、

⑤ 被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること

⑥ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【生徒たちの心理】
匿名で書き込みができるな･･･
自分だと分からなければ･･･
誰にも気づかれず、見られていないから･･･
あの子がやっているなら･･･
動画共有サイトで目立ちたい･･･

3　インターネットや携帯電話等を使用したいじめの早期発見・早期対応（**別紙４**）

参考・引用資料等

・北海道いじめの防止等に関する条例　（北海道・北海道教育委員会）
・北海道いじめ防止基本方針及び改定のポイント　（北海道・北海道教育委員会）
・滝川市いじめ問題指導マニュアル
　～いじめの未然防止・早期発見・対応等を図る校内体制の確立～　（滝川市教育委員会）
・いじめの対応マニュアル
　～すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるように～　（兵庫県教育委員会）
・学校いじめ防止基本方針　（道内　各特別支援学校）

２０１９年８月 29 日　改訂
２０２３年７月 24 日　改訂

別紙1　いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめられている生徒のサイン

・チェックを付ける

名　前		
学　年		
学　科		
生徒のサイン	チェック	備考（記述等）
１　遅刻・欠席が増える		
２　遅刻・欠席を明確に言わない。		
３　教師と視線が合わず、うつむいている		
４　体調不良を訴える		
５　保健室・トイレに行くようになる		
６　決められた座席と異なる席に着いている		
７　給食にいたずらをされている		
８　給食を所定の場所で食べない		
９　ふざけている表情がさえない		
１０　友達とのかかわりを避ける		
１１　慌てて下校する		
１２　持ち物がなくなる		
１３　持ち物にいたずらをされている		
１４　嫌なあだ名が聞こえる		
１５　何か起こると特定の生徒の名前が出る		
１６　筆記用具等の貸し借りが多い		

いじめている生徒のサイン

・チェックを付ける

名　前		
学　年		
学　科		
生徒のサイン	チェック	備考（記述等）
１　教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している		
２　ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている		
３　教職員が近づくと、不自然に分散する		
４　自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる		

寄宿舎や家庭でのサイン

・チェックを付ける

名　前		
学　年		
学　科		
生徒のサイン	チェック	備考（記述等）
１　学校や友達のことを話さなくなる		
２　友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる		
３　朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする		
４　特定の友人からの誘いをよく断る		
５　受信したメールをこそこそ見る		
６　電話におびえる		
７　遊ぶ友達が急に変わる		
８　部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする		
９　理由のはっきりしない衣服の汚れがある		
１０　理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある		
１１　登校時間になると体調不良を訴える		
１２　食欲不振・不眠を訴える		
１３　持ち物がなくなったり、壊されたりする		
１４　持ち物に落書きがある		
１５　お金をほしがる		

別紙2　いじめに関する相談機関リスト

相談機関名	電話番号・E-mail	曜日・時間帯
北海道教育庁十勝教育局 「いじめ相談室」	TEL　０１５５－２３－４９５０	
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	TEL　０１２０－３８８２－５６ （フリーダイヤル）	２４時間
北海道立教育研究所	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	回答については、 １週間程度かかることがあります
北海道立特別支援教育センター	TEL　０１１－６１２－５０３０ tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	月～金 9:00～17:00 回答については、▼１週間程度かかることがあります
北海道警察本部少年年課 少年相談１１０番	TEL　０１２０－６７７－１１０ ▼（フリーダイヤル） 携帯電話からは道警本部代表▼ TEL　０１１－２５１－０１１０ ▼「少年サポート」と指定	月～金 8:45～17:30
新得警察署	TEL　０１５６－６４－０１１０	
帯広警察署	TEL　０１５５－２５－０１１０	
法務省 子どもの人権１１０番	TEL　０１２０－００７－１１０ （フリーダイヤル）	平日 8:30～17:15
帯広市学校教育指導室内 「教育相談センター」	TEL　０１５５－２５－２５９５	月～金 ９:00～17:00
十勝こども家庭支援センター	TEL　０１５５－２２－３３２２	２４時間
帯広児童相談所	TEL　０１５５－２２－５１００	月～金　８:45～17:30 緊急時　いつでも

別紙3　ネットパトロール実施要項

１　目的

生徒がインターネットのウェブサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、インターネットコミュニケーションを見守る活動を行う。

２　内容

(1) 毎月２回程度実施する。

(2) 担当者が職員室内の専用パソコンからインターネットにアクセスする。

①　アクセス担当者は、情報教育担当者、生徒指導主事または生徒指導部担当者で輪番とする。

②　アクセスした時間と担当者名を記録して、保管する。

３　方法

(1) インターネット上の検索エンジンを利用して、学校名又は学校名の略称等や、生徒個人名などを組み合わせるなどして検索し、表示されるウェブサイト内の書き込み内容等を目視により確認する。

４　ネットパトロール以外の取組

(1) 教職員は、生徒の携帯電話の所持率や使用内容を調査し、インターネットに係わる生徒の実態を把握する。

(2) 生徒への事前指導

①　インターネットで、他人への誹謗中傷は犯罪行為であるため絶対に行わないこと。

②　インターネット上に、個人が特定できる情報や画像を記載しないこと。

③　インターネットを使用する際には、トラブルに発展する内容の書き込み等は行わないこと。

５　不適切な書き込みを発見した場合

(1) 画面をデジタルカメラやプリントスクリーンで記録し、印刷をする。

(2) 教頭、担任、生徒指導主事及び関係者に報告し、生徒指導主事を中心に生徒への指導内容や保護者説明等について検討する。

(3) 情報教育担当者は、不適切な書き込みの削除をする。

①　生徒個人で削除できる書き込み等については、生徒と一緒に削除をする。

②　生徒個人で削除ができない場合は、掲示板の管理者やプロバイダ等に削除を依頼する。

(4) 教頭から校長に報告を行う。

別紙４　インターネットや携帯電話等を使用したいじめの早期発見・早期対応について

○SNS 等の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

●誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
●匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
●書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

・北海道警察本部サイバー防犯ひろば参照

・北海道警察本部サイバー防犯ひろば参照
https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/cyber-bouhan-hiroba/main/information.html
TEL　０１１－２５１－０１１０

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

●チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
●受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

対応に困ったら
【チェーンメール転送先】
？日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。
http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html

書き込み等の削除の手順（参考）

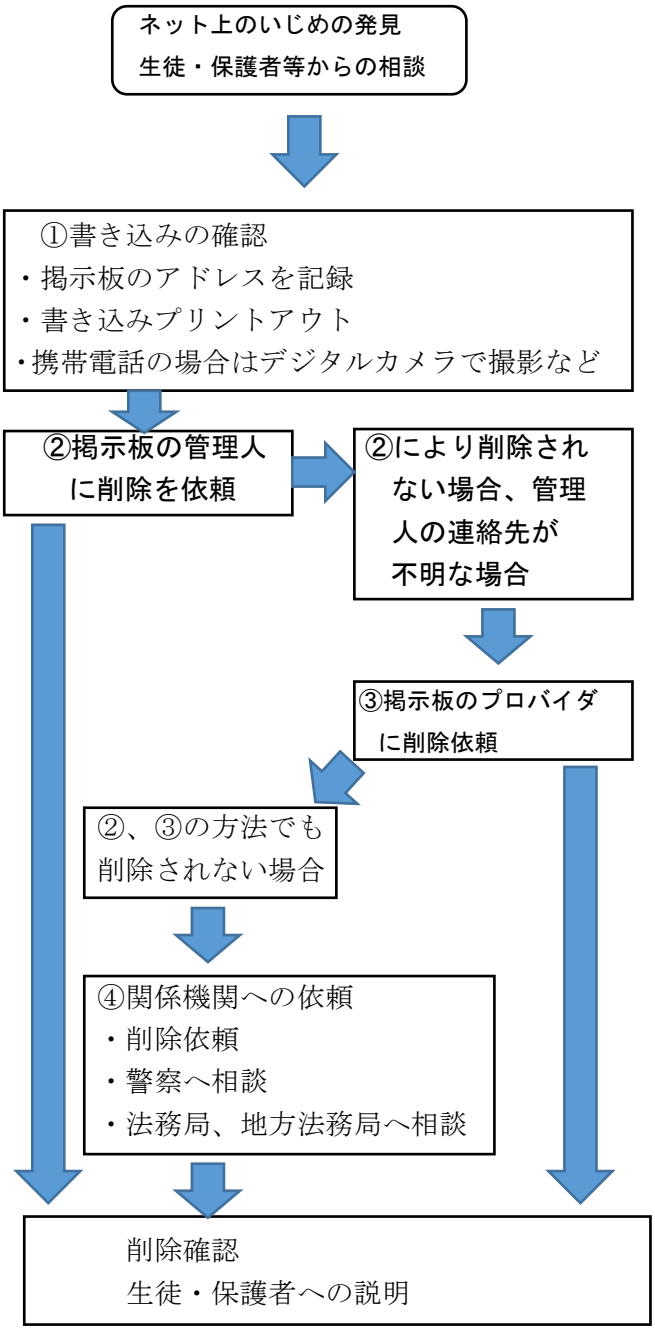

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要です。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらい、情報教育担当と連携しながら対応する。